

市長所信表明（平成17年）12月

本日、平成17年12月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りありがとうございます。

吉野川市が発足して1年2カ月、私が市長に就任してから1年余りが経過いたしました。

その間、まず、市民の皆様方の声をお聞きすること、そして、情報公開、さらに情報共有に努め、市民参画・市民と行政の協働による地域づくりを目指して、合併に伴う課題、そして吉野川市の将来を見据えた様々な課題に取り組んで参りました。その進捗状況と、今後の展望について、この場をお借りいたしまして申し上げます。

まず、行財政改革については、去る11月22日『行財政審議会』から出された答申を受け、現在、具体的な行革の実施計画を策定しているところであり、今後、この実施計画に基づいて、「事務事業評価システムの導入」「指定管理者制度等の活用による民間活力の積極的な導入」「職員定数の削減等を通じた人件費の抑制」「滞納整理や受益者負担原則の確立による公平性に配慮した自主財源の確保」「職員の意識を改革し組織としてその能力を引き出していくための目標管理制度」や「人事評価システムの導入」等を着実に進めて参ります。

指定管理制度については、民間のノウハウの活用によるサービスの向上とコスト削減を実現すべく、9月議会において制度導入の前提となる条例案をお認めいただいたところですが、本議会においては、施設ごとの具体的な指定管理者の指定についてお諮りいたしておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

各種の公共料金については、来年度から統一された新たな公共料金体系を適用していくことを目指して、受益と負担のバランスや将来の収支見通し等を見据えつつ検討してまいりましたが、特

別委員会におけるご議論をへて、本議会に関係条例の改正案を提案させていただいております。

なお、介護保険料につきましては、国の制度改正の内容が判明する時期との関係で3月議会に提案させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

旧町村ごとに異なっていた各種団体への補助金については、市行政を補完する役割を効率的に果たしている団体や、それぞれの分野で積極的な活動を展開し、まちづくりに寄与している団体等への補助については継続し、旧町村ごとに取り扱いを“異”にしていたものについては公平性の観点から整理統合を図り、時代の^{すうせい}趨勢に応じてその必要性が薄れていると思われるものについては削減・廃止していく方向で検討しております。

市の「総合計画」については、現在、市内の諸団体の代表等から構成される「吉野川市みらいづくり懇話会」や「地域審議会」の意見を踏まえて原案を策定中であり、年明けには議会にもお示しし、今年度中に確定させたいと考えております。厳しい財政見通しを反映して、行革色の濃いものにならざるを得ないと考えておりますが、一方で、地域の将来を見据え、子育て支援の充実や地域情報化の推進等、あるべき方向性を打ち出すこととしております。

防災につきましては、今後、風水害や東南海・南海地震等の大規模災害への備えがますます重要になってまいります。市単独では十分な応急措置を実施できない場合に備えて、同時被災の可能性が低い鳥取県倉吉市と、相互応援に関する協定を締結することといたしました。12月2日に調印を予定しております。

次に、助役の事務分担でございますが、私も含めまして就任直後は、不慣れなこともあり合議制を採っておりました。しかし、合併後1年以上が経過した^{しよしょう}こと、さらには合併後の様々な課題が見えてくる中で、助役の^{しよしょう}所掌事務をそれぞれが分担して行うことが、事務執行の能率的運営を図るとともに意思決定を効率的に行

う上でベターであると考え、本日、お手元に配布させていただきました資料のとおりとさせていただきますので、議員各位におかれましてもご理解くださいますようお願い申し上げます。

最後に、現在、来年度の予算編成時期を迎えておりますので、予算編成方針について、その概要をご説明いたしたいと思えます。

国全体としては景気回復の兆しは見えるものの、なお厳しい地域経済の現状や国の行財政改革の進展をみると、本市につきましても大幅な増収を見込むことはできず、市財政の状況は一段と厳しさを増すことが予想され、今後、地方分権が進む中で、ますます自律的に、効果的、効率的な行政運営を行っていくことが求められます。

したがいまして、平成18年度当初予算の編成に当たっては、事務事業評価の試行などにより従来以上に施策を厳しく選択し、事務事業全般にわたり見直しを行うと同時に、可能な限りの歳入確保と経費の節減合理化に努め、真に住民サービスの向上や地域の発展に資するものであるか、費用対効果はどうか等の観点からその必要性を吟味し、より重点的、創造的、効果的な予算になるよう取り組んでまいります。

以上、申し上げてまいりましたとおり、様々な課題を一つ一つ確実にクリアしつつ、次世代への責任を果たしていく必要があり、地域の発展につなげていくためにも、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございますので、ご理解・ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出しております、案件について、その概要をご説明申し上げます。

今議会に提出しております議案は、平成17年度吉野川市一般会計補正予算第5号専決処分の承認案件1件、平成16年度吉野川市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定案件10件、吉野川市特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例等条例の一部改正案件6件、条例の廃止案件1

件、平成17年度吉野川市一般会計補正予算第6号及び国民健康保険特別会計補正予算第1号等の一般会計・特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算第1号の予算案件15件、市有施設の指定管理者の指定案件24件、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに徳島県市町村総合事務組合規約の変更案件1件、市内小中学校パソコン等機器整備事業の物品購入契約案件が1件の計59件でございます。

まず、報第15号の「平成17年度吉野川市一般会計補正予算第5号の専決処分」につきましては、台風14号被害による災害復旧に関する予算を審議する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。

次に、議第137号、議第138号、議第139号、議第140号、議第141号、議第142号、議第143号、議第144号、議第145号及び議第146号の以上10議案につきましては、平成16年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し議会の認定を求めます。

なお、「平成16年度吉野川市における主要な施策の成果」及び「平成16年度吉野川市における基金の運用状況」につきましては、地方自治法第233条第5項及び同法第241条第5項の規定により提出するものでございます。

議第147号の「吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定」は、町村合併に伴う在任特例期間に適用しておりました農業委員報酬額を新たに定める必要が生じ、報酬額を改正するものでございます。

議第148号の「吉野川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定」は、平成17年人勧に沿った給与改定を行うため、給料表等を改正するものでございます。

議第149号の「吉野川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」は、合併協議の際、新市において調整するとされており、国民健康保険税の按分率^{あんぶん}を平成18年度から統一すべく所要の改正を行うものでございます。

議第150号の「吉野川市営住宅条例の一部を改正する条例制定」は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「土地区画整理法」の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

議第151号の「吉野川市上水道給水条例の一部を改正する条例制定」及び議第152号の「吉野川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定」につきましては、新市において調整するとされており、水道料金・手数料等について統一を図るとともに、水道料金及び簡易水道料金にかかる消滅時効完成後の債権放棄についての規定を設ける改正でございます。

議第153号の「鴨島町在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例を廃止する条例制定」は、在宅福祉サービス事業の中の家族介護慰労金で対応するため、今回条例を廃止するものであります。

議第154号、議第156号、議第158号、議第160号、議第162号、議第164号及び議第165号の以上7議案につきましては、この度、職員の給与等に関する人勧が出されたので、その勧告趣旨に沿った給与等の改定等を行うための平成17年度一般会計及び各特別会計の補正予算でございます。

議第155号の「平成17年度吉野川市一般会計補正予算（第7号）」は、崖崩れ対策工事、台風被害による市営住宅や教育施設等の修復工事等が主なものですが、都市計画街路事業の国庫補助金の減額及び財政調整基金・減債基金からの繰入額を減額調整したため、歳入歳出それぞれ1億3千79万6千円を減額し、歳入歳出予算総額を187億9千146万7千円とするものでございます。

議第157号の「平成17年度吉野川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、第三者納付金の納付等があり、国保連合会への事務共同処理手数料・介護納付金が確定したための補正で、歳入歳出それぞれ1千913万円を追加し、歳入歳出予算総額を45億7千927万7千円とするものであります。

議第159号の「平成17年度吉野川市介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、保険給付費において介護サービス、支援サービス、高額介護サービス等の経費にかかる負担金について調整等を行うため、歳入歳出それぞれ81万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を38億7千842万1千円とするものであります。

議第161号の「平成17年度吉野川市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」及び議第163号の「平成17年度吉野川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、年度予算を前倒しして管渠^{かんきょ}布設工事等を行うために追加補正をお願いするものであります。公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は歳入歳出それぞれ1億1千942万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を15億1千141万4千円となり、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)では歳入歳出それぞれ3千10万円を追加し、歳入歳出予算総額を12億6千722万3千円とするものでございます。

議第166号の「平成17年吉野川市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、償還利子及び割引料を減額する一方で、老朽施設の補修のための修繕料を追加するなど、歳入歳出それぞれ47万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を5千30万円とするものであります。

議第167号の「平成17年度吉野川市公衆温泉浴場事業特別会計補正予算(第1号)」は、原油価格の高騰による燃料費及び施設の修繕料等として歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算総額を3千429万円とするものでございます。

議第168号の「平成17年度吉野川市水道事業特別会計補正

予算（第1号）」は、職員給与費を減額し、過年度損益修正損及び料金統一に伴う電算システム変更委託料に充当するものでございます。

議第169号の「吉野川市飯尾敷地コミュニティセンターの指定管理者の指定」から議第192号の「吉野川市簡易給水施設の指定管理者の指定」までの24議案は、それぞれの市有施設の指定管理者に指定する団体及び指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議第193号の「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに徳島県市町村総合事務組合規約の変更」については、市町村合併による地方公共団体の数の変更、平成18年4月1日から共同処理を始める滞納整理に関する事務の追加、及び徳島市、鳴門市、小松島市の新規加入について、徳島県市町村総合事務組合規約関係箇所を変更するため、議会の議決を求めます。

議第194号の「吉野川市小中学校パソコン等機器整備事業の物品購入契約」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、及び地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市内小中学校へのパソコン整備に伴う物品購入契約について、議会の議決を求めます。

また、徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを12月9日に、教育委員に関する人事案件を議会最終日に追加提案いたしますので、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

なお、議第148号、議第154号、議第156号、議第158号、議第160号、議第162号、議第164号及び議第165号につきましては、職員の給与改定に伴う条例の一部改正及び補正予算で、12月9日支給の期末勤勉手当で調整するため、また、議第194号「吉野川市小中学校パソコン等機器

整備事業の物品購入契約」につきましても、工事期間の関係で、本日、先議して頂きたく、重ねてお願い申し上げる次第でございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、後ほど担当部長からご説明させますので、十分ご審議の上、原案どおりご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。